開示等のご請求手続きについて

みずほインベスター・リレーションズ株式会社（個人情報取扱事業者）

1. 当社の保有個人データの利用目的は、「お客さまの個人情報の取扱いに係る利用目的」をご参照ください。

2. 当社は、お客さまの保有個人データおよび第三者提供記録について、開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去、第三者提供の停止等のご請求（以下「開示等のご請求」といいます）に対応させていただくにあたっては、以下の手続によることといたします。
なお、ご本人さまを確認できない場合、代理人によるお申し出に際して代理権が確認できない場合、所定の請求書等の書類に不備があった場合等につきましては、開示等のご請求の受付ができませんので、以下の手続を十分にご理解いただきますとともに、開示等の対象となる保有個人データおよび第三者提供記録の特定に必要な情報の提供にご協力願います（個人データの正確性・最新性確保の観点より、お届け内容に変更等があった場合には、速やかにお取引担当部署にお申し出ください）。
また、法令等の定めにより、開示等のご請求に対応できない場合もございますので、あらかじめご了承いただきますようお願いいたします。

3. 開示等のご請求手続き
   (1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データおよび第三者提供記録の開示を請求することができます。
   (2) 開示等のご請求」の受付窓口は、お取引担当部署です。ご請求は、来社または郵送の方法で受け付けます。
   (3) 「開示等のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。
      ① 当社所定の請求書
         ・「保有個人データおよび第三者提供記録開示請求書」
      ② 本人確認のための書類（＊）
         運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど
         （注）2020 年 2 月 4 日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。
      ③ 代理人による場合（＊）
         ・法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類
         ・委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書
         （＊）詳しくは窓口にてお問い合わせください。
   (4) 「開示等のご請求」に対する回答方法
   お申し出の受付後、原則 10 営業日以内をめどに以下の方法により回答いたします。当社所定の請求書に必要事項をご記入いただく際に、開示の方法について、以下の方法よりご指定くださ

い。

① 電磁的記録の提供による方法

当社所定の USB メモリに当社所定の回答書の PDF ファイルを格納したうえ、ご本人さまの住所あてに郵送いたします。

② 書面による方法

当社所定の回答書を、ご本人さまの住所あてに郵送いたします。

（注）委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします。
法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。

(5) 開示に係る手数料

① 開示のご請求に対しては以下の手数料が必要です。

・当社所定の開示請求書１通につき手数料１，１００円（税込み）（＊）

（＊）当社所定の開示請求書の記載項目以外を開示させていただく場合もございます。
その場合は別途、開示する内容に応じて手数料を加算させていただきます。

・USB メモリによる回答を指定いただいた場合は、別途１，１００円（税込み）を加算

② 手数料は、「銀行振込」にてお支払いください。

(6) 開示をお断りする場合

次のような場合は、法令等の定めに基づき、開示をお断りさせていただきます。開示をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。

① 手数料のお支払いがない場合（＊）
② 開示のご請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
③ 開示のご請求の対象である「保有個人データ」を具体的に特定することが困難、または容易に検索することが不能と判断される場合
④ 開示のご請求の対象である「第三者提供記録」に係る確認・記録義務が法令上適用されない場合
⑤ 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
⑥ 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
⑦ 他の法令等に違反することとなる場合

（＊）手数料が不足していた場合、手数料のお支払いがない場合には、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示のご請求がなかったものとして対応させていただきます。

4. 訂正等のご請求手続き

(1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データの訂正等（訂正・追加・削除）を請求することができます。

(2) 「訂正等のご請求」の受付窓口は、お取引担当部署です。ご請求は、来社または郵送の方法で受け付けます。

(3) 「訂正等のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。

① 当社所定の請求書

・「保有個人データ訂正等請求書」

② 本人確認のための書類（＊）

運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど

（注）2020 年 2 月 4 日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

③ 代理人による場合（＊）

□法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類

□委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書

（＊）詳しくは窓口にてお問い合わせください。

(4) 「訂正等のご請求」に対する回答方法

お申し出の受付後、原則 10 営業日以内をめどに回答書をご本人さまあてに郵送いたします（委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします）。

法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。

(5) 訂正等をお断りする場合

次のような場合は、法令等の定めに基づき、訂正等をお断りさせていただきます。訂正等をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。

① 訂正等の請求の内容が事実でない場合、または、その真偽を確認できなかった場合

② 訂正等に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手続が定められている場合

③ 訂正等を行うことが当該保有個人データの利用目的の達成に必要でない場合

5. 利用停止等のご請求手続き

(1) 個人情報保護法に基づき、当社に対してお客さまご本人（または代理人の方）が、お客さまに関する当社の保有個人データの利用停止等（利用の停止・消去・第三者提供の停止）を請求することができます。

(2) 「利用停止等のご請求」の受付窓口は、お取引担当部署です。ご請求は、来社または郵送の方法で受け付けます。

(3) 「利用停止等のご請求」に際してご提出いただく書類は、以下となります。

① 当社所定の請求書

・「保有個人データ利用停止等請求書」

② 本人確認のための書類（＊）

運転免許証、各種健康保険の資格確認書、旅券（パスポート）（注）、在留カードまたは特別永住者証明書のコピーなど

（注）2020 年 2 月 4 日以降に発給申請されたパスポートには、住所の記入欄がないため、本人確認書類としてご利用になれません。

③ 代理人による場合（＊）

・法定代理人（親権者または成年後見人）については、法定代理人であることを証明する書類

・委任による代理人である場合は、当社所定の「委任状」、代理人の印鑑証明書

（＊）詳しくは窓口にてお問い合わせください。

(4) 「利用停止等のご請求」に対する回答方法

お申し出の受付後、原則 10 営業日以内をめどに回答書をご本人さまあてに郵送いたします（委任による代理人からのご請求の場合も、ご本人さまあてに郵送いたします）。

法定代理人によるご請求の場合には、法定代理人あてに、郵送いたします。

(5) 利用停止等をお断りする場合

次のような場合は、法令等の定めに基づき、利用停止等をお断りさせていただきます。利用停止等をお断りさせていただく旨を決定した場合には、その旨・理由を付してご連絡いたします。

① 利用停止等の請求の内容が事実でない場合、または、その真偽を確認できなかった場合

② 利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、お客さまの権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとる場合

6. 「開示等のご請求」に関して取得したお客さまの個人情報につきましては、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用いたします。提出いただいた書類は 5 年間保存後廃棄いたします。

7. 保有個人データの取扱いに関するお問い合わせ先

当社の保有個人データの取扱いに関するお問い合わせにつきましては、お取引担当部署または下記の窓口までお電話またはお手紙にてお申し出ください。

みずほインベスター・リレーションズ株式会社 総務企画部管理室
〒104-0032 東京都中央区八丁堀三丁目 3 番 5 号
電話番号：03-5144-0290
受付時間：月曜日～金曜日の 8：40～17：10
（ただし、12 月 31 日～1 月 3 日、および祝日・振替休日・国民の休日を除く）

以上